

昭和 43 年度

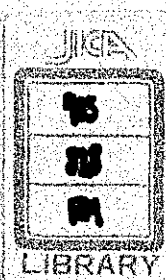
移住地農家経営調査

簡易調査

調査の手引き

昭和 43 年 5 月

海外移住事業団



国際協力事業団	
受入 月日 84.9.13	703
登録No. 14844	81.8
	EM

昭和 43 年度農家経営簡単調査 - 調査の手引 -

1. 調査の目的

農業移住者の農家経営の実態ならびに推移を定期的、継続的に調査、集計、分析し、現地支部・事業所においては、個々農家および、その移住地の営農計画・指導の基礎的資料とし、本部においては各移住地の比較検討、総合的な移住地経営の方針樹立ならびに移住希望者の啓発資料とする。

2. 調査対象

各支部管内の集団移住地を主調査地区とし、それぞれの調査地区内居住の邦人農家を調査対象とする。

各集団移住地の調査対象農家戸数の決定は、原則として調査の対象地区となる移住地の農家総戸数により、下記の抽出基準によって決定し、悉皆（全戸数）調査以外の移住地での対象農家の抽出方法は、単純無作為抽出法をとるが、種々の現地事情に鑑み、調査対象農家数の決定・対象農家の抽出とも現地調査員の適切なる裁量にまかせる。

なお、対象農家は、前年度調査のものを継続することが好ましい。

調査標本抽出基準

移住地総戸数	抽出基準
(1) 30 戸以下	全 戸 数
(2) 31 戸～ 50 戸	3/4 以上
(3) 51 戸～ 150 戸	1/2 "
(4) 151 戸以上	1/3 "

下記に表示された移住地は過去に調査のあった移住地であり、調査戸数の数字は、43 年 4 月現在 41 年度調査の報告のあった移住地の調査戸数である。

JICA LIBRARY



1025498[5]

支部名	移住地名	調査戸数	支部名	移住地名	調査戸数
サント・ドミンゴ支部	ダハボン	17	ベレーン支部	イピチンガ区	39
	ハラバコア	14		アグアブランカ区	33
	コンスタンサ	14		ボアビスタ区	24
	ヒマ			マルキッタ区	5
	アグアネグラ			ブレウ1区	30
	キニガ・バルデシア	6		ブレウ2区	30
ベレーン支部	タイアノ	9		ブレウ3区	34
	エフゼニオ・サレス	66		ブレウ4区	45
	ベラビスタ	47		ブレウ5区	36
	モンテ・アレグレ	28		ベレーン近郊	202
	マタビー	6	レシーフェ支部	ビオ・ドーゼ	5
	マカバ	17		ビウン	8
	カンボベルジ	4		ブナウ	3
	アカラ	29		リオ・ボニート	8
	第2トメ・アスー	32		クビイチェッタ	44
	ムルアイ	11		イツベラ	8
	ロザリオ	4		ウナ	18
	エストラータ・ノーボ	14		カボ	5
	グァマ・タカジヨス	5		レシーフェ近郊	4
	グァマ・ベルナンブコ	18		リジ支 オヤネ デイ ・ロ部	
	グァマ・カラバル		フンシャル		32
	トレセデ・セテンプロ	23	サンパウロ支部	ジャカレイ	25
	キナリー	5		オウリニヨス	17
	サンタフェ	6		グァタバラ	116
サンタレン		バルゼア・アレグレ		27	
トメ・アスー	321	ビニヤール		21	
トメ・アスー区	15	ドラードス(相駱山)		11	
アライア区	30				

支部名	移住地名	調査戸数	支部名	移住地名	調査戸数	
サウ支 ン パロ部	ク ル バ イ		ア ス ン シ オン 支 部	フラム・ラパス		
	サ ク ラ			アルトバラナ	100	
ボレ グ レ 支 部 ・ ア 部	ヴ ィ ア モ ン	27		イ グ ア ス	45	
	ラ ー モ ス			ア マ ン バ イ		
				ラ ・ コ ル メ ナ	45	
ブイ エレ ノス 支 部 ・ ア 部	ガ ル ア ベ ー	35		ストロエスネル		
	ウ ル キ ッ サ	15		カ ャ グ ア ス		
	ア ン デ ス	24		アスンシオン近郊		
アン ス ン 支 部 ・ オ 部	チ ャ ベ ス			サク支 ンル タス部	サ ン フ ェ ン	90
	フ ラ ム ・ フ ジ					
	フ ラ ム ・ サ ン タ ロ ー サ					

3. 調 査 時 期

支部・移住地の実情（調査員・天候・農家の繁忙）・調査精度などを考慮し、歴年・農年・会計年度のいずれをとってもよいが、当調査の性質上、出来るだけ農年度を調査対象期間とされたい。

4. 調 査 員

當農指導員を主体とする支部職員

（注）特別の事情のある場合を除き、部外者への委嘱は認めない。調査員編成は支部勤務職員1～2名、事業所勤務職員1～2名とし、調査方法の統一、慣熟のため前者は同一人が各地区を巡回することが望ましい。

5. 調 査 方 法

調査員が戸別訪問し、各調査項目を聴取のうえ記入する。

6. 調査項目

調査項目は、大体において、昭和42年度(1967年)の方針を踏襲するが、一部変更があるので追って記入のある各項目の記入要領を精読のうえ、適切な記入をされたい。

特に裏面は変更箇所が多いので充分注意されたい。

7. 普通調査との関連

42年度より実施した普通調査(42.4.17付GW004にて通知)は、簡易調査の一部分であり、(普通調査の性格は簡易調査のごとき、ただ、記憶のみにたよった記入ではなく、年間収支を記録によって、より正確に得るところにある。)普通調査の調査内容も、簡易調査と全く同様であり、調査の本部への報告も、年間収支を年集計し、簡易調査と同様の調査票に転記し、簡易調査の調査票と同時に、本部へ送付するものである。よって、調査対象期間も、各移住地とも簡易調査と一致させなければならない。ただ、本部への送付の際、普通調査の調査票には、そのむねを明記せねばならない。

なお、43年度普通調査の調査予定移住地および調査戸数は下記のごときである。(ほぼ42年度と同様)

支部名	移住地名	調査予定戸数
ベレーン	エフゼニオ・サーレス	10
	第2トメ・アスー	20
	計	30
レシーフェ	レシーフェ近郊	3
サンパウロ	ジャカレイ	10
	ダータバラ	30
	バルセア・アレグレ	10
	ビニヤール	10
	計	60
リオ・デ・ジャネイロ	フンシャル	10

ポルト・アレグレ	ヴィアモン又はラーモス	15
ブエノス・アイレス	ガルアベ	20
	アンデス	10
	計	30
アスンシオン	イグアス	50
	アルト・パラナ	50
	フラム	50
	計	150
サンタ・クルス	サンファン	50

8. 調査票記入要領

調査票は一戸あたり3枚使用し、1枚は本部送付用、1枚は支部控とし、1枚は原稿（野帳用）とする。

(1) 全般的注意

- ① 調査票1葉表裏に1世帯分を記入のこと。
- ② インク（青黒いずれでも可）またはボールペンで明瞭に記入のこと。鉛筆は使用しないこと。
- ③ 数字はすべてアラビア数字を用いること。
- ④ 調査票は集計の際へり孔をパンチして分類するので絶対に折ったり曲げたりまたは破損せしめないこと。添付物ののり付、クリップ付けは行わないこと。
- ⑤ 不明の箇所は「V」を、無しの場合「-」を記入のこと。
- ⑥ 面積については建物施設の項だけを m^2 、その他は ha で記入すること。
- ⑦ 貨幣単位は、下記の単位を用い、調査票一葉ごとに最初の金額又は空白部分に、使用単位を明記のこと。

サント・ドミンゴ支部	} Peso
ベレーン	
レシーフェ	} Novo Cruzeiro
リオ・デ・ジャネイロ	

ポルト・アレグレ支部	}	Novo Cruzeiro
サンパウロ "		
サンタ・クルーズ "		Peso
ブエノス・アイレス "		Peso
アシスション "		Guarani

⑤ 年は西歴を使用すること。

⑥ 加減して算出される諸要素はそれぞれの符号（表面①②③…裏面④⑤⑥…成果⑦⑧⑨…）で示された方法で計算のこと。

(2) 表面各項目の記入方法

① 調査年度、支部名、移住地名、総戸数（その移住地における調査期間末の邦人世帯数）調査戸数は全調査票に正確に（略称等は記入しないこと）記入すること。

② 農家番号……移住地ごとの農家の個有番号を記入のこと。この番号は不変のものとし、今後、年度ごとに変ることがないようにし、転出者を生じた場合は欠番とすること。まだ、個有番号をつけていない支部ではこの際入植順に個有番号をつけること。

③ 世帯主氏名……難読の分にはふりがなをつけること。

④ 年 令……調査対象期間末現在の満年齢で記入。

⑤ 出身県名……同伴者として入植し、その後独立したものは独立者個人の出身県名を記入のこと。

⑥ 渡航年月、入植年月……渡航年月には、本国を出発した年月を記入し、入植年月には移住地に実際入植した年月を記入する。転入者および同伴者として入植しその後独立したものは、それぞれ転入および独立の年月を記入し、この欄内に「転入」「独立」と注記のこと。

⑦ 経過年月……上記、入植年月より調査対象期間末までの経過年月

⑧ 調査年月日……実際にさきとり調査を実施した年月日

⑨ 総合評点……当該移住地の全体農家の経営状態により、上中下の3ランクに階級わけしその何れかを記入のこと。

その移住地内での総合的な経済的位置をみるものであるから、調査員が調査を完了した後、よく吟味、熟考し適切な評価を下すこと。

⑩ 自宅からの距離……交通，医療，教育機関が2つ以上ある時は最も良く利用しているものについて記入する。

また各々の機関まで徒歩，乗物では不可能な場合には「不可」と記入し利用できる乗物（乗合バス，タクシー，汽車，馬，舟など）がないときは「なし」と記入のこと。

⑪ 家族構成……あくまでも家族を対象とするもので同居者でも賃金または，それに当るものをもっている者は家族の中に含めず雇用労働者として取扱うこと。但し同居者で無賃金で働いているものはこの中に含める。

○ 年 令 区 分 ……調査対象期間末現在の満年齢で区分。

○ 農業従事者数……専従補助の如何をとわず人数を記入。

○ 換算労働人数（稼働力）……農業従事者の専従の割合，本人の能力を考慮して換算するが不明確の場合下表の基準を使用のこと。

○ 換算消費人数……人数に次表の換算率を乗じて算出するものであるが，調査員の適切な判断によって記入してもよい。

○ 消 費 単 位……換算消費人数 ÷ 換算労働人数

小数点以下1位まで 2位を4捨5入

年 令	労働換算率		消費換算率	
	男	女	男	女
～ 5	0	0	0.3	0.3
6～14	0.3	0.3	0.7	0.7
15～19	0.8	0.8	1.0	0.8
20～29	1.0	0.8	1.0	0.8
30～59	1.0	0.8	1.0	0.8
60～	0.6	0.4	0.8	0.7

⑫ 評価時価（現地価）

（土地，建物，農機具，動植物各項目共通）

絶対正確な時価評価は不可能と思われるが，最近の売買実例，購入

価格、諸物価、立地条件構造、形式、新旧、需給関係などの諸条件を勘案してなるべく正確を期すること。評価額決定の困難な場合はいわゆる「世間相場」で差支えないから必ず記入すること。

- ⑬ 土地……使用権を有する土地すべてを含みこれを自己所有地と借地とに分け、自己所有地の中には土地代未完納のものでも将来自己の所有地となる現在国有地、州有地、移住事業団有地をも含め、借地は借地料を支払っている土地だけとして記入のこと。

土地は次のような利用目的に分けて記入のこと。

○ 田 ……水稲

○ 畑 ……麦、陸稲、野菜類、イモ類、豆類、スイカ、メロン、
花卉、棉、麻類、タバコ等

○ 樹園地……果樹、コーヒー、カカオ、油桐、椰子、茶、桑等の木本類とヒマ、ラミー、パイナップル等の多年生宿根性の草本類。

○ 採牧草地…アルファルファ、クローバー等の様な完全に飼料作物の収穫を目的として耕作した土地。豆類、トウモロコシ、棉等で牧草を主目的とし栽培した場合はこの欄に記入のこと、また草地改良を行い、上記の様な牧草を栽培し、そこに放牧している場合もここに記入する。

○ 放牧地……上記に該当する放牧地を除いた放牧地すべて。

○ 植林地……パラナ松等の様な種苗を植付た伐採林の事で、原則として原始林は含めないが、その農家にとって自然林伐採が非常に経済的価値を持つ場合はこれに含めてもよい。

○ 宅 地……住宅、畜舎、鶏舎、収納舎等の建物の敷地すべてを含める。趣草乾燥室、作業所等で庭に類するものもこの中に含めて記入すること。

○ 廃耕地……一度耕地として利用した後、現在は放棄されている土地を記入。再生林もこの中に含める。

○ 未開拓地…現在開墾されていない土地及び開墾途中の土地を記入、

また開墾されていても、耕作に不適で作物栽培や放牧に利用されていない土地、沼、湖、川等もこれに含める。ただし未開墾地でも経済的価値のある自然林伐採地、放牧地はここに記入しないこと。

- ⑭ 建物施設……調査対象期間末における、各農家所有の建物施設について、その棟数および評価時価および敷地面積を記入する。この評価時価は建物施設そのものの時価であって敷地の時価を加算させない。

作業所、推肥舎、煙草乾燥室、温室等は空白の欄にその名称を書いて記入すること。

- ⑮ 農 機 具……大農具は詳しく品目をあげ、小農具はその数量と評価時価を一括して記入すること。

ただし小農具とは耐用年数が1年未満のもの、または購入価格が邦価換算価格で約1万円以下のものとする。また、集合農具（養鶏用ゲージ等）は大農具に含む。普通トラック等も農業に使用するものはこの中に含ませる。

利用不可能で放置されている農具はここに記入しないこと。

- ⑯ 動 物……仔、成それぞれの頭数を記入し、仔成のそれぞれの評価額を加算したものを記入する。

- ⑰ 植 物……永年作物、立木等の資産となりうる植物を対象とし、主要なものは品目をあげ、さらにその植物を成木、未成木に分けて記入すること。

成木とは、その樹園地が成園に達する時からをいうのであって、成園とは、その樹園地で、その年度の収支において採算がとれるようになった時をいい、結実開始の時ではない。

例えば、一般にコーヒーは収穫可能になる年数は3年であるが、成木到達年数は7年、コショウでは2年と4年、ココ椰子では6年と10年といわれており、この成木到達年数以上の植物を成木という。しかしこの年数は移住地によって異なって来るものであるから、これは随時当該地において適切な判断をして記入すること。

記入方法は下記の要領で記入すること。

(記入例)

種 別	数 量	評 価 時 価
油 桐	成 1000 未
"	成 未 500
	成 未	

なお、立毛中の短期作物は、ここに記入してはならない。特に、パイナップル・綿・花卉類は、特別な場合(パイナップル、綿を永年作物として植付けている場合)を除いて、ここに記入してはならないことを留意されたい。

⑱ 現 物

○ 未処分農産物……調査対象期間末に保存した農産物の予定売値を合算して記入のこと。これには過年度生産物及び今年度生産物を問わずすべてを記入すること。

○ 肥料，農薬，飼料，種苗，材料等

……調査対象期間末現在の在庫高を時価に換算して記入すること。この中には購入したもの以外に肥料，飼料等で自家で生産したものも含めて記入すること。

⑲ 借入金……借入先別，短期・長期別に分類して調査対象期間の期末の残高を記入する。

さらに，この借入金の短期・長期の合算したものを借入金計の欄に記入すること。

⑳ 未払経費期末残額(買掛金等)……過年度，今年度を通じての未払

経費の調査対象期間末における残額を記入する。

⑳ 土地代残額……㉓の土地の所で述べた自己所有地の土地代未完納の残額をすべて記入すること。

㉑ 負債計……借入金・未払経費期末残額・土地代残額を合算したものを負債の計とする。

㉒ 携行資金……携行時、送金時の円貨で記入すること。

これは前記の土地、建物等の固定財に変化しているか、または現金預金等の手持高となってあらわれて来るものであるから、次項の現金預金等と重複してもさしつかえない。資産としては次項の現金預金をみることにし、携行資金はあくまでも参考としてみるものである。

㉓ 現金預金等……手持現金、預貯金、有価証券、貸付金を合算して記入のこと。

㉔ 未収販売代金期末残額(売掛金等)……過年度、今年度を通じての未収販売代金の調査対象期間末における残額を記入する。

㉕ 固定資産……土地、建物施設、農機具、動物、植物の評価時価を合算したものを記入する。

㉖ 資産……㉕の固定資産に、現物、現金預金等未収販売代金期末残額を合算したものを記入する。

㉗ 目標経営形態……これは調査農家が将来目標としている農家の経営形態を知るもので、該当するものを□で囲むこと。ただし目標が多角経営にある場合は二つ以上選んでもよい。また特殊な形態を望むものはその他の所に簡単に記入すること。工芸作物とは繊維・油料、糖料、澱粉、薬料、嗜好、香料、染料、樹液紙原料の採取を目的とした作物をいう。

㉘ 家族変動……家族内の特記事項を知るもので、家族内の出産、死亡、結婚、入学、大病、大けが、盗難、火災等について、名前、年齢、数、月、日、費用等を項目毎に簡易、明確に記入すること。

⑤① 土地・建物・機具等の変動……土地，建物，農機具，動物，植物の調査期間内の変動を知るもので，購入，売却，災害による流失または焼失，資産分割による受贈または贈与，年度内の陳腐化死亡，枯死，病害等を簡易，明確に記入すること。

⑤② 農産物作況……調査農家の農産物の作況（出来柄）販売量，価格の三点における平年との比較を大まかに知るもので，その農家の農産物全般と主産物（名前を明記すること）について五段階に分けて平年と比較し，該当するものに○印をつけること。

作況とは農産物の豊作，凶作の度合，販売量とは調査対象期間内の販売状態のことで，収穫量が少ない結果，販売の絶対量は少くてもすべて販売された場合は「きわめて多い」の所に属し，その反対に販売絶対量は多くても，収穫量に比べてその割合が非常に低い場合は「きわめて少ない」の所に属するものとする。また実際に販売されていないでストックされている場合でも販売可能な状態である時は販売量の中に含ませること。

価格とはその年度の販売価格の事で時期的な差異が非常に大きな場合を除いてその農産物の最盛期の価格を対象とする。ただし時期的差異が非常に大きな場合は次に述べる理由の項にその状況・理由を記入すること。各々の項の理由の欄にはそれぞれの結果をもたらした，台風，大雨，降霜等の異常気象・土地改良灌排水設備の設置というような自然環境的なもの，金利の変動，為替の変動，経済政策の変化等，経済環境的なもの，政変，人口移動，交通，道路の設置等の社会環境的なもの等を記入し，さらにその金額的なものも出来たら記入すること。

裏面各項目の記入方法

③ 農業粗収入・・・調査対象期間中の農業経営による全ての収入を記入する。永年作物，短期作物，畜産物の項では現金収入を農事用飼材料見積額，家計用食料材料見積額，動植物増加額の項では，非現金収入を農産物期末未収販売代金の項では農業関係の売掛金等による，期末の未収代金を見るものである。

④ 種 別

○永年作物・・・これに属する主なる作物としては，柑橘類・梨・桃・リンゴ・ブドウ・バナナ・パイナップル・マラクジャ等果樹類にコーヒー・カカオ・ガラナ・茶・油桐・椰子類・ゴム・ピメント等の木本類を原則とするが，多年生，宿根性草本類に属するヒマラミール・マニラ麻・ジザル麻・ヘネケン等は永年作物とし取扱うこと。また棉等で，普通一年生草本でも，その農家が多年生草本として栽植している場合は，この項に記入すること。

つまり，永年作物とは同一植物体から数ヶ年経続して収穫を得るものをいう。

また，永年作物を成木，未成木に分けて記入するのであるが，その分類記入方法は⑦のところ述べて要領にしたがうこと。記入するにあたって特に注意を要するのは，果樹の場合，ただ「果樹」と書かず必ず作物名を記入すること。

また，ここには，販売目的で育成されたもの以外，たとえば生産物を生み出す母体となる立木自体の売却による収入等は記入してはならない。

○短期作物・・・これは一年生，二年生の草本類に属する作物を対象とする。これには食用作物（稲，ムギ，トウモロコシ，ダイズ，マンジョカ，サツマイモ，ジャガイモ等）園芸作物（野菜，花卉）飼料作物（アルファルファ・クローバ等）を含ませて記入すること。

また，稲の場合，水稻と陸稲をはっきりさせ，さらに紐で販売されたのか，精米で販売されたのかをはっきりさせること。

野菜，花卉の場合も単に「野菜」「花」と書かず必ず名称を書くこと。

と。

主要なものは品目をあげ、その他のものは「その他」と一括して記入すること。

なお、パイナップルは短期作物として扱い、この項に記入することとするので、注意されたい。

- 畜産物・・・これは下に例示するごとく、その動物名と販売商品名を記入すること。ただし、動物そのものの販売の時は販売商品名は記入しなくてもよい。また、種付代もこの中に含むものとする。ただし、使役用、種付専用の牛馬の販売収入はここに記入せず、追って記述の資産売却収入の項に記入すること。採卵用鶏の販売収入は廃鶏販売収入として扱い、ここに記入してもよい。この場合、下記に例示のごとく、肉鶏販売収入と明確に区別出来るよう記入すること。

	種 別	本 頭	数 数	作付面積 (ha)
畜	豚			
	牛(乳)			
産	鶏(卵)			
	廃 鶏			
物	肉 鶏			
	その他			

なお、植林、養蜂、副産物(袋、ワラ、鶏糞等)等による収入は農業収入と考えるが、これらの記入欄が調査票の紙面の都合上、もうけられていないので、便宜上、畜産物の項の下部に下記、例示のごとく、記入されたい。

	種 別	本 頭 数 数	作付面積 (ha)
畜 産 物	鶏 (卵)		
	植林(バナナ松)		
	養 蚕		
	鶏 糞		

⑥ 本数，頭羽数，作付面積 (ha)

永年作物は，植付本数，作付面積の両方とも必ず記入すること。この場合，植付本数は，収入源となった。植物の植付本数を記入し，収穫しなかったもの，未成木でいまだ収穫不可能なものは，ここから除くよう注意すること。

短期作物は，作付面積を，記入する。この場合，二毛作，間作等で，土地面積が重複する場合は，重複はさしつかえないので，作物ごとの作付面積そのまま(延面積)を記入すること。

畜産物では飼育頭羽数を記入すればよい。

⑦ 年間収量・単位

年間収量の欄には調査対象期間内に収穫された分のみを記入すること。単位は次項に述べる年間販売量と必ず同一なものにし，出来るだけ C.G.S 単位 (Kg 等) を用いるのが好ましいが，販売単位から C.G.S 単位への換算が困難な場合は，その販売単位をそのまま使ってもよい。この場合も必ず年間収量と販売量とは同一単位を用いること。

ただし，同一作物で二つの単位を用いて別々に記入することは絶対してはならないこと。例えば A 家ではバナナ 50 房，B 家ではバナナ 100kg とするなど。

⑧ 年間販売量，年間売上高 (現地貨)

年間販売量の欄には調査対象期間内に販売されたものなら，今年度生産物，過年度生産物を問わず，すべてを記入し，売上高の欄には

年間販売量の売上高を記入すること。

また、永年作物、短期作物、畜産物を通じてすべて現金収入を見るものであって期末未収販売代金（売掛金等）はこれに含めて記入してはならない。

ここで充文注意しなければならないものは、年間収量が調査対象期間内において収穫されたもののみを対象とするが、年間販売量は過年度、今年度の区別を全くせず販売されたものすべてを対象とすることである。

⑥ 非現金収入・・・事実上の現金収入としてはあらわれないが、収入の実績として考えられるものを示す。

○ 農事用飼料材料見積額・・・自家生産物を飼料、肥料、材料等に使用した見積額

○ 家計用食料材料見積額

調査対象期間内の農産物収量のうち、その農家が家計用の食料材料として消費した農産物の見積額をすべて記入すること。

（例）米、野菜、卵、肉など

○ 動植物増価額・・・調査対象期間内における動物、植物（永年作物）の成長による価値の増価見積額と、動物の出産・植物の種苗育成から生じた価値の増価見積額を合算して記入すること。

またこれらの非現金収入の主項目の所では動植物増加額の欄には、動、植物名、成長・発生の区別、数量を、自家消費食料材料の欄には農産物名を記入すること。

見積額は年間売上高のところに記入すること。

⑦ 農産物期末未収販売代金（売掛金等）

調査対象期間内に販売した農産物の期末における未収販売代金の残額を記入する。ただし、その農産物が、今年度に生産されたものか、過年度に生産されたものかは問題としない。

⑧ その他の現金収入

○ 農外現金収入・・・農業経営以外からの収入のうち、現金で入って来たものを記入する。なお、期末に未収のものでも、将来、収入確定

なものは、給与、賃金、商業収入、加工収入等が含まれる。また、林業、漁業による第一次産品からの収入もこの欄に記入する。ただし、普通林業として扱われる植林関係は、当調査においては、農業収入とするので、この中には含めず、農業粗収入の中を含めること。

主項目の欄には職種を具体的にくわしく（教師、××会社、〇〇販売業、運転手等）記入し、収入の総額を年間売上高の項に記入する。

- ⑩ 資産売却収入・・・固定資産である。土地、建物、施設、売却目的で生育されていない動・植物（役用種付用牛馬、永年作物の立木自体等）の売却による収入の総額を年間売上高の所に記入する。主項目の欄には、資産名とその数量を記入する。
- ⑪ 借入金等・・・調査対象期間内に借入れた借入金合計額を記入する。主項目の欄には、借入先を記入する。ここで記入対象となるのは、調査対象期間内に借入れたもので、借入金の総残額でないことに留意すること。
- ⑫ その他・・・調査対象期間内に、農外収入、資産売却収入、借入金等による収入以外の不労所得（地代、家賃、賃貸料、贈与）、補助金貸付返済金およびそれらの利息等による収入の総額を記入する。主項目の欄には、収入の源泉を具体的に記入する。
- ⑬ 固定財購入費・・・この欄の固定財とはその農家の所有する固定財すべてを含むものである。ここに記入される金額は調査対象期間内に支払われた金額のみを記入すればよい。調査対象期間内に購入され、その期間内に全額支払われたものは金額を、年賦払いの場合は頭金および年度の年賦金を合算して記入する。過年度に購入されて年賦払いが実行されている場合はその年賦金額を記入する。もし何らかの理由により支払いが行われなかったり、数年度分の一括払いが行われた場合はその事実どりに記入すること。過年度または今年度に購入されて、支払いが据置かれている場合は支払いがなかったものとし、実際に支払いが開始された時点から記入していくこと。

共同購入の場合は、それぞれの分担金について上述にならって記入すること。

また施設、設備、機械器具における大修繕費はそれぞれの欄に合算して記入すること。

大修繕とは、その資産を取得した時に、予想された使用可能時間を延長させるもの、または、その資産を取得した時に、予想された修繕時における価格を増加させる場合をいう。

さらに、土地価格を増加させるような土地改良費は土地購入費に合算して記入すること。

② 土地購入費・・・この中には土地そのもの、および成園、未成園のいかんを問わず、栽植された作物体と共に購入された土地をも含める。この場合作物体をも含めた金額を記入する。

③ 動物、植物購入費・・・固定財となりうる動物、植物（家畜、永年作物）の購入費を記入すること。ただし、植物において土地と合せて購入した場合は土地購入費に含め、ここでは植物体自身または、それらの種苗代を記入すること。

また、事実上、農業に関係ない乗馬等をもこの中に含めて記入すること。

④ 施設設備費・・・農事用以外の建物（住宅、工場等）の施設費をも含める。

⑤ 機械器具購入費・・・農事用以外の機械器具（農外収入のための機械器具等）をも含める。

ただし小農具、小工具（耐用年数が1年未満のもの、または購入価格が邦価換算価格で約1万円以下のもの）の購入費はこれに含めず農業経営費欄に記入する。

集合農具（養鶏用ゲージ等）はこの中に含ませて記入すること。

⑥ 生産費と販売経費

調査対象期間内の農業経営に現金にて支出した生産費および販売経費を記入する。

調査期末の未払経費（買掛金等）はこの中に含めないが、近い将来

支払可能な未払分は、現金支出扱いとする。

また、現物で支払った場合は現金扱いとし、その見積額を含めて記入する。

この項は、あくまでも、農事用の経費であるから、それぞれの記入要項を熟読し、正確に記入すること。

- ㊦ 雇用労賃・・・調査対象期間内に支払われた雇用労賃の金額を記入しその計算は賃金、現物給与（衣食住費等も含めた現物給与の金額）を合算して記入する。

また、経営主および同居者に対する労賃は原則として含めないが、事実上、雇用者と同様に賃金を支払っている同居者は雇用者に含めて計算すること。「労務交換」については相殺されるものであるから、この中に含ませてはならない。

現物給与があった場合は、収穫物については生産者販売価格によって、収穫物以外のものについては、雇主の購入価格によってその金額を決定すること。

- ㊧ 肥料代・・・調査対象期間内に購入した肥料の代金の合計を記入すること。ここでいう肥料とは原則として購入肥料であるが、自給肥料でも、その肥料造成のために原材料を購入した場合その購入価格を合算して記入すること。

- ㊨ 農薬代・・・調査対象期間内に購入した農薬の代金の合計を記入すること。共同購入、共同撤布の場合はその農家の分担金を記入すること。

- ㊩ 種苗、種畜代・・・実際に播付または植付をした種苗の価格を記入すること。自家採種の種子をここに含めて計算してはならない。種畜代とは種付代のこと、種牛等の購入は固定財購入の項の動物、植物購入費に含ませる。また、固定財とみなされる植物、例えば果樹類、コーヒー、油桐等の苗木はここに記入せず、固定財購入費の項の動物植物購入費に含めて記入すること。また、飼料、肥料として利用するための植物の種子代については、それぞれ飼料代、肥料代に含めて記入しここには計上せぬこと。

- ㊪ 飼料代・・・調査対象期間内に購入した購入飼料の代金の合計を記入

するのであるが、自給飼料の原材料の購入費や種苗費はこれに合算して記入すること。また放牧の場合の牧草の種苗代もここに合算すること。自給飼料の見積額はこの中に含まない。

- ④ 補助材料代・・・調査対象期間内に購入した農事用材料費の合計を記入すること。

ここでいう材料とは固定財にならない耐久性のすくない、トマト・キュウリ等の支柱、果樹用紙袋、温床用ビニール等をいい、ピメンタ用の支柱、温床用ガラス等は固定財の項の施設設備費に含めて記入すること。

- ⑤ 農用建物・農具の維持修繕費・・・調査対象期間内に農事用の建物機具に費された維持管理、修繕費の合計を記入する。修繕費とは、固定財購入費の所で述べた大修繕以外の修繕費をいう。また、農用以外の建物、機具については使用目的に応じて、家計費、農外支出の項に含ませて記入のこと。

- ⑥ 小農具購入費・・・調査対象期間内に小農具購入に要した代金の合計を記入する。小農具とは、固定財の農機具に含まれない耐用年数が1年未満のもの、または購入価格が邦価換算価格で約1万円以下のものをいう。なお、農用以外の小工具関係は、使用目的に応じて、家計費、農外支出の項に記入すること。

- ⑦ 借地料・・・調査対象期間内に農事用のために借りている土地の借地料の合計を記入する。

これはあくまでも借地を対象としたもので、将来自己所有地となる購入土地の未払い分残額ではない事を留意の上記入すること。また期間途中で借りた土地については実際に支払った金額を記入。ただしここに計上されるものは、農事用のものであって、その他の土地は目的に応じて家計費、農外支出の項に含ませて記入して行くこと。この借地料を現物で支払っている場合は生産者販売価格、または購入価格で見積って記入すること。

- ⑧ 機械器具借料・・・調査対象期間内に借りた農用機械器具の借料の合計を記入する。

農機器具の交換的貸借の場合はお互いに相殺されるものとしてここに記入しない。

農用以外の農機器具の借料は、使用目的に応じて家計費、農外支出の項に含ませて記入すること。

借料を現物で支払っている場合は、生産者販売価格、または購入価格で見積って記入すること。

動力燃料費……調査対象期間内に農事に使用した動力燃料費の合計を記入する。

家事用、農事に併用している物の費用についてはその使用の割合によって分割して記入する。

共同で使用しているものについては、出来るだけ正確に自家で使用した分を割出して記入すること。

この欄には自動車、農機具の燃料、電気その他の動力実費の他、揚排水用の動力、防霜用の重油、施設園（温室等）の維持管理動力等もこれに含める。

なお、ここでいう動力・燃料費は農事用のものに限られており、農事用以外のものは、その使用目的に応じて、家計費、農外支出の項に含ませて記入する点を充分注意すること。

① 荷造運賃……調査対象期間内の生産物の販売に関する荷造運搬の費用全額を合算して記入すること。

荷造運搬に専属している労務者（運搬用トラックの運転手等）に対する賃金はこの欄に合算して記入すること。この分は雇用労賃の項と重複しないように充分注意すること。

荷造運賃に関する動力燃料費はこの中に含ませる。

ただし、販売関係以外の農事用荷造運賃は、生産費の適応する欄に含ませること。例は飼料運搬費は飼料費に入れる。

なお、荷造に要した諸材料関係の費用もこの中に含めて記入すること。この分は上記補助材料代と重複しないよう充分注意すること。

② 販売手数料等

調査対象期間内の生産物販売関係に要した手数料等の諸経費の

を記入する。

現物で支払った場合は、生産者販売価格、または購入価格で見積って記入すること。

⑤7 減価償却費

次にあてはまるものについて定額法によって減価償却を行いその総額を記入する。

減価償却するもの

農事用建物施設、大農機具類、農事に使用する使役用、繁殖用、種付用の大動物（牛、馬、豚、めん羊）、その植物自体を販売目的としない大植物（永年作物）

ただし下記の場合は減価償却をしなくてよい。

- ① 今年度購入もしくは建設したもの
- ② 建設中の固定資産
- ③ 育成中の、大動物、大植物
- ④ 販売の目的で飼育、栽培している、大動物、大植物
- ⑤ 小動物（鶏、うさぎ、あひる等）小植物（短期作物）
- ⑥ 取得価格または成熟費が邦価換算約1万円以下、または耐用年数が1年未満のもの

計 算 方 法

定額法で残存価格を残さない

$$\text{各年の償却額} = \frac{\text{取得価格（成熟費）}}{\text{耐用年数}}$$

耐用年数はその土地の一般慣習によること。大動物、大植物の成熟費とは、それらが成熟に達するまでの一切の費用をいうのであるが、算出困難な時はその土地における成熟時の時価によって判定してもよい。大動物、大植物にまいて減価償却を始めるのは、成熟期に達した時から、また成熟した後取得したものはその取得の年からである。

⑤8 期末未払農業経営費（買掛金等）

調査対象期間内に投下した農業経営費の期末未払経営費の残額を記入す

る。

㉙ 家計費……ここでいう家計費には調査対象期間内に現金で支出された家計費の合計を記入する。

家計費において非常に大きな期末未払分がない場合、またあっても短期間のうちに支払い可能な場合には現金扱いにしてこの中に含ませてよい。非常に大きな期末未払分がある場合はその分をここに記入せず、後にのべる期末未払経費の欄に合算して記入する。

自給されたものについては、ここに記入してはならない。この分は自家消費食料材料見積額の所に記入する。

經常家計費に計上されるものは下記の類である。

- 主食費…… 現地の慣習で普通主食として扱われているもの。
- 副食調味料費…… 現地の慣習で普通副食として扱われているもの、および、調味料。
- 嗜好品費…… タバコ、酒類、茶、コーヒー、清涼飲料、果物等。
- 被服費…… 帽子、靴等を含んだ被服関係、農事用被服も含む。
- 教育費…… 授業料、父兄会費、学童用図書、文房具、制服、通学費、寄宿下宿代など子弟教育にかかった費用。
- 医療衛生費…… 医師謝金、薬代等の医療関係費および理髪代、清浄費用等の衛生関係費。
- 交通通信費…… 通学費、および荷造運賃以外の交通費、および郵便代、電話代等の通信費。
- 住居費…… 家事用家屋の小修繕費、宅地住居の賃借料、家事用の光熱水費、家具什器備品購入費等の住居関係費。
- 交際娯楽費…… 交際費、図書、新聞、雑誌などの教養費、行楽、映画、宝くじ等の娯楽費。
- その他…… 經常家計費で以上の各項に含まれない諸雑費。

臨時家計費に計上されるものは冠婚葬祭等の臨時出費である。

㉚ その他の現金支出

- ㉚ 諸負担金…… 調査対象期間内に支払われた諸税金、組合費、寄付金等の租税公課諸負担金の合算額を記入する。

- ㉞ 借入金利息・・・借入金に対する利息のうち本調査期間内に支払われた全額を記入する。
- ㉟ 借入金返済・・・調査対象期間内に返済した分をすべて記入する。
- ㊱ 現金農外支出・・・農外収入を得るために支出された諸経費のうち現金で支出された全額を記入すること。
- ㊲ その他・・・贈与・貸付金等を合算して記入すること。

成 果

④① 現金農業粗収入

調査対象期間内における農業粗収入のうちの現金収入をみるものである。

現金農業粗収入＝永年作物による現金収入＋短期作物による現金収入＋畜産物による現金収入＋その他の農業収入（植林・養蚕等）による現金収入

④② 農業粗収入

調査対象期間内の農業粗収入の総額をみるものである。

農業粗収入＝現金農業粗収入＋非現金収入＋農産物期末未収販売代金

④③ 現金総収入

農家の調査対象期間内における総現金収入をみるものである。

現金総収入＝現金農業粗収入＋農外現金収入＋資産売却収入＋借入金等＋その他

④④ 総収入

調査対象期間内の農家の事実上の収入の総額をみるものである。

総収入＝農業粗収入＋農外現金収入＋資産売却収入＋借入金等＋その他

④⑤ 現金農業経営費

調査対象期間内における農業経営費のうちの現金支出をみるものである。

現金農業経営費＝生産費の現金支出額＋販売経費の現金支出額

④⑥ 農業経営費

調査対象期間内の農業経営費の総額をみるものである。

農業経営費＝現金農業経営費＋農事用飼料材料見積額＋減価償却費
＋期末未払農業経営費

④7 現金総支出

農家の調査対象期間内における総現金支出をみるものである。

現金総支出＝現金農業経営費＋固定財購入費＋家計費＋その他の現金支出

④8 総支出

調査対象期間内の農家の事実上の支出の総額をみるものである。

総支出＝農業経営費＋固定財購入費＋家計費＋家計用食料材料見積額＋その他の現金支出

④9 現金農業所得

調査対象期間内に農家が農業経営を通じて得た現金所得である。

現金農業所得＝現金農業粗収入－現金農業経営費

⑤0 農業所得

調査対象期間内に農家が農業経営を通じて得た総所得である。

農業所得＝農業粗収入－農業経営費

⑤1 現金農家純余剰

調査対象期間内の成果として、現金であらわれた農家の余剰をみる。

現金農家純余剰＝現金総収入－現金総支出

⑤2 農家純余剰

調査対象期間内の成果としてあらわれた農家の純余剰である。

農家純余剰＝総収入－総支出

9. 調査票提出期日

1969年（昭和44年）4月30日までに本部に到着するよう送付のこと。

以 上

